

新型コロナウイルス感染症

拡大防止に関するお願いについて

緊急事態宣言が3月21日まで延長されたこと、年度末・年度初めの人が集まる機会が多くなり感染リスクが高まる場面が増えることに伴い、村対策本部では、引き続き皆さまに慎重な行動をとっていただくため、以下のとおりお願いすることとしました。

重症化のリスクが高いとされる高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）がある人は特に注意してください。

ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

◆緊急事態宣言が発令されている地域との往来

不要不急の帰省や旅行など、感染拡大防止の観点から自粛をお願いします。

◆感染が拡大している地域との往来

不要不急の往来や外出の自粛をお願いしている地域との往来は慎重に判断してください。

◆基本的な感染対策の徹底

これまで同様、常時マスクの着用、手洗い、咳エチケット、室内の換気、湿度の調節、三密（密閉、密集、密接）での会合などの回避、毎日の体温測定など健康状態の確認を継続してください。

また、発熱、咳などの体調不良時には外出を控え、「かかりつけ医」や「受診・相談センター」への相談と積極的な検査を実施してください。

◆健康診断および医療機関の受診

健診会場や医療機関では、換気や消毒などで感染予防対策をしているため、安心してがん検診などの健康診断や医療機関の受診をしてください。

◆年度末・年度初めの会合など

歓送迎会、新入生歓迎コンパ、飲食につながる謝恩会や花見およびこれに類するもの、大人数や長時間におよぶ飲食など、感染リスクの高まる場面に注意して開催してください。

ほかの都道府県から来村する際は、来村後2週間は、それまでいた都道府県が要請している自粛（不要不急の外出や歓送迎会など）を継続すること。

◆感染が拡大している地域（3月8日現在）

①緊急事態宣言が発令されている地域（1都3県）

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

②感染が拡大している地域（不要不急の往来や外出自粛のお願いを実施している地域）

群馬県（伊勢崎市、大泉町）、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

お知らせ

令和3年4月から 役場の課名を変更

新たな第3次九戸村総合発展計画の実現に向け、実効性のある九戸村役場とするため、4月1日(木)から次のとおり役場の課名と場所が一部変わりますので、お知らせします。

【庁舎略図】

	役場庁舎	公民館・山村開発センター
4階	議会事務局	
3階	総務課・IJU(移住)戦略室	会議室
2階	税務住民課・産業振興課・地域整備課	ホール・集会室
1階	保健福祉課(地域包括支援センター)	教育委員会・図書室・研修室

■主な変更点

- 福祉関係の相談は、1階保健福祉課が担当(保健センターフロア)
- 住民登録、国保、納税関係の相談は、2階税務住民課が担当
- 農林、商工関係の相談は、2階産業振興課が担当
- 道路・橋・建設関係の相談は、2階地域整備課が担当
- 移住定住、村営住宅などの相談は、3階IJU(移住)戦略室が担当

■問い合わせ 総務企画課(☎42-2111)

お知らせ

村独自に支援します こども手当給付事業

子どもの健やかな成長を願い、次代の社会を担う児童の健全な育成に資することを目的に、国が支給する児童手当とは別に、村独自のこども手当を支給します。

■給付対象 中学校修了前の児童(施設入所児童などを除く)であって、村の住民基本台帳に登録されている人
※給付が行われる前に村外へ転出した場合は、転出した月までの手当を給付します。

■給付額

- 小学校入学前の児童 月額 2,000円
- 小学校入学後小学校修了前の児童 月額 3,000円
- 小学校修了後中学校修了前の児童 月額 4,000円

■給付方法

(1) 2、6、10月の児童手当の支給時期に合わせて前

月分までの手当を支払います(支払いは申請者が指定した対象児童の金融機関口座への振り込みです)

(2) 令和3年4月1日以降、住民基本台帳に登録のある児童を対象に、支給します。経過措置として、令和3年6月に4、5月分の手当を給付します。

■手続き方法

対象者には、認定請求関係書類を送付しますので、必要事項を記入し必要書類を添付して提出してください。

■申し込み・問い合わせ

住民生活課地域福祉班(☎42-2111 内線201)

お知らせ

結婚・出産祝金 給付内容を拡充

村では「さわやかハッピーファミリー祝金」を廃止して、結婚と新生児の誕生に対する給付内容を大きく充実させた新しい祝金制度を創設します。

これまで、結婚祝金は1組50,000円、出産は第3子以上に1人50,000円の九戸村共通商品券を贈っていましたが、4月から、結婚1組に100,000円を、赤ちゃんが生まれたときは第1子から1人100,000円を、それぞれ口座に振り込むことにより祝金を支給します。

【未来結び祝金(結婚祝金)】

■祝金の額 1組につき100,000円

■支給方法 指定の口座に振り込みます

■対象者(条件)

- ①令和3年4月1日以降に婚姻した夫婦
- ②夫婦ともに村に住民登録し居住していること
- ③夫婦で村に定住する意思があること

■その他 婚姻後1年以内に他市町村から村に転入した夫婦も支給対象となります

【すくすく赤ちゃん祝金(誕生祝金)】

■祝金の額 赤ちゃん1人につき100,000円

■支給方法 赤ちゃん名義の口座に振り込みます

■対象者(条件)

- ①令和3年4月1日以降に誕生した赤ちゃん
- ②保護者とともに村に住民登録し居住していること
- ③保護者が赤ちゃんとともに村に定住する意思があること

■その他 生まれてから1歳になるまでに他市町村から転入した赤ちゃんも支給対象となります

【共通事項】

■注意点 祝金受給後2年以内に転出などした場合は、原則として祝金を返還していただきます

■問い合わせ 住民生活課国保住民班(☎42-2111 内線211)

お知らせ

新婚の世帯を応援 新生活支援補助金

村では、結婚を機に村内で新生活を始めた新婚世帯を対象として、最大60万円の引越費用や住居費に対する補助金を支給します。

■対象者 以下のすべてに当てはまる人

- ①婚姻届受理日から1年以内
- ②婚姻届受理日時点で夫婦ともに39歳以下
- ③前年または本年の世帯の合計所得（見込み）が540万円未満
- ④夫婦のいずれにも村税の滞納がないこと
- ⑤夫婦のいずれもが過去にこの補助金を受けたことがないこと

■補助対象

村内に定住するため要した引越費用および住居費（住宅購入費、家賃、敷金、礼金など）

■補助金交付までの流れ

村へ申請書類を提出→村から交付決定通知→村へ請求書類を提出→補助金交付（口座振込）

■申請に必要なもの

- ①九戸村結婚新生活支援事業費補助金交付申請書【必須】
 - ②婚姻後の戸籍謄本
 - ③所得証明書
 - ④住居費の領収書の写し
 - ⑤引越費用の領収書の写し
 - ⑥住宅の売買契約書、請負契約書または賃貸借契約書の写し
 - ⑦住宅手当支給証明書
 - ⑧貸与型奨学金に係る年間返済額が分かるもの
 - ⑨前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるもの
- ※①、⑦の様式は住民生活課地域福祉班および村ホームページ上で配布

■申し込み・問い合わせ

住民生活課地域福祉班（☎42-2111 内線202）

お知らせ

伊保内地区の栄橋 通行止め期間延長

栄橋長寿命化補修工事の施工に伴い、村道の一部区間において、車両通行止めを実施していますが、工事内容の変更により車両通行止め期間を延長します。（歩行者通行可）

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願い

します。

■期間 1月25日（月）～5月28日（金） 終日

※当初の3月26日までの期間を5月28日までに延長します。また、工事が完了次第、通行止め解除予定ですが、工事の状況によっては通行止め期間の延長または通行止めの一時的解除をする場合があります。

■通行止め区間 村道鹿島崖渡線（伊保内地区）栄橋

【位置図】



■施工業者 有限会社出町土木（☎42-2011）

■問い合わせ 農林建設課地域整備班（☎42-2111 内線282）

募 集

国税専門官の 採用試験実施

仙台国税局では、バイタリティーあふれる国税専門官を募集します。

■受験資格

- ①平成3年4月2日から平成12年4月1日生まれの人
- ②平成12年4月2日以降生まれの人で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した人および令和4年3月までに大学を卒業する見込みの人
 - (2) 人事院が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人

■受験申込受付期間 3月26日（金）～4月7日（水）

■受験申込方法 受験申し込みはインターネットから申し込んでください（国家公務員試験採用情報NAV I）

■第1次試験日 6月6日（日）

■問い合わせ

- 仙台国税局人事第二課試験研修係（☎022-263-1111）
- 人事院東北事務局（☎022-221-2022）

お知らせ

政実くのへFM 終了のお知らせ

「政実くのへFM」は、平成26年7月より開設し毎週放送してきましたが、本年度末（令和3年3月）をもって終了することとしましたのでお知らせします。

平成26年7月に開設した「政実くのへFM」は、東日本大震災被災地支援の一環である国の補助金（緊急雇用創出事業）を活用し、株式会社エフエム岩手に委託・開設しましたが、現在は被災地の雇用創出を目的とする国の補助事業の終了に伴い、村単独予算で委託運営しています。

県内では、同じ国の事業を活用したFM開設が最大11自治体を数えた時期もありましたが、国の補助事業終了に伴い、支局放送を終了する自治体が相次ぎ、現在は、久慈市、平泉町および本村の3支局となっています。

村としては、来年度から本村最大の課題である少子化対策、人口減少対策に注力する予算として活用するため、「政実くのへFM」を終了することとしましたので、ご理解くださいますようお願いいたします。今後とも村の情報発信に努めていきますので、ご協力をお願いします。

【参考データ】

■FM岩手への運営委託料

年間28,238千円（人件費・事務所費・番組放送費）

■県内市町村FM支局開設状況

【開設中】久慈市、平泉町、九戸村（2020年度現在）

【終了】八幡平市、遠野市、釜石市、紫波町、盛岡市、北上市、一戸町、岩泉町（開設順）

■問い合わせ 総務企画課（☎42-2111）

募集

県立病院職員の 採用試験を実施

県立病院では、令和3年度職員採用選考試験を次のとおり行います。複数の受験機会がありますので、計画的にご活用ください。

■通常募集 試験日：6月13日（日）

■秋季募集 試験日：9月19日（日）

■冬季募集 試験日：12月5日（日）

※冬季募集は、看護師・助産師のみ

■問い合わせ 県医療局職員課（☎019-629-6322）

お知らせ

子どもにも教えよう 電気製品の取扱方法

電気器具の取り扱いは、大人だけのものではありません。最近は小さな子どもでも、ゲームやビデオなど電気製品を取り扱うことがあります。

プラグやコードの正しい取り扱い方を教えましょう。また、感電やショートによる事故にも気をつけましょう。



おねがい
お子さんに電気製品の正しい使い方を
教えてあげましょう。

募集

各種イベントを 県民の森で開催

【春の木工教室（プランターボックス作り）】

■日時 4月17日（土）午前9時～午後3時30分

■場所 県民の森「木材工芸センター」

■費用 4,000円（着色料別途1,000円）

■持ち物 ゴム手袋、昼食、飲み物など

■定員 10人（定員になり次第、終了）

【春の自然観察会】

■日時 4月25日（日）午前10時～正午

■場所 森林ふれあい学習館

■費用 500円

■定員 20人（定員になり次第、終了）

【申し込み・問い合わせ】

森林ふれあい学習館フォレストアイ（☎78-2092）

募集

多重債務について 相談窓口を開設中

東北財務局盛岡財務事務所では、借入金を返済することが難しくなった人や家族、亡くなった家族に借入金があり、対応に迷っている人からの相談に応じています。

■時間 月～金曜日（祝日、年末年始除く）

午前8時30分～午後4時30分

■相談専用電話 019-622-1637